

2025年2月19日
大阪ガス株式会社

「さすガねっと」約款改定に関するお知らせ

大阪ガスのインターネット「さすガねっと」をご利用いただき、誠にありがとうございます。
当社は、2025年3月1日付で「さすガねっと」の各種約款を下記の通り改定しますのでお知らせします。

記

1. J:COM PHONE プラス for さすガねっと契約約款

- ・第55条（契約者の氏名等の通知）について、以下の通り変更します。

（変更前）

当社は、ジェイコムウエスト、JCOM株式会社、特別事業者及び協定事業者へ、契約者（特別事業者及びその協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等を通知することがあります。

（変更後）

当社は、ジェイコムウエスト、JCOM株式会社、特別事業者及び協定事業者等から要請があったときは、契約者（特別事業者およびその協定事業者と電話サービス等を利用するうえで必要な契約をしている者に限ります。）の氏名及び住所等をジェイコムウエスト、JCOM株式会社、特別事業者及び協定事業者に通知することがあります。

- ・第60条（協定事業者からの通知）について、以下の通り変更します。

（変更前）

第60条（協定事業者からの通知）

契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

（変更後）

第60条（協定事業者等からの通知）

契約者は、当社が、付加機能又は料金若しくは工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者等から付加機能又は料金若しくは工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

2. J:COM PHONE プラス for さすガねっと料金表

- ・料金表 I 利用料・工事費等 第2付加機能利用料 2料金額 キ 番号ポータビリティサービスについて、以下の通り変更します。

（変更前）

キ 番号ポータビリティサービス		
区分	単位	料金額
この機能を利用する契約者の電気通信番号において、番号ポータビリティを利用することができるようにするもの	—	—
<p>(ア) 当社及びジェイコムウエストは、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止します。</p> <p>(イ) この機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及びジェイコムウエストは、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p>		

(変更後)

キ 番号ポータビリティサービス		
区分	単位	料金額
事業法第 50 条に定める番号ポータビリティ（番号規則別表第 1 号に規定する電気通信番号に係るものに限り、）を利用することができるようにするもの	—	—
備考	<p>(ア) 当社及びジェイコムウエストは、契約者が J:COM PHONE プラス回線の終端の場所を変更した場合及び契約が解除された場合には、この機能を廃止することがあります。</p> <p>(イ) 協定事業者の定めるところによりこの機能の提供を行うことが困難である場合には、当社及びジェイコムウエストは、この機能の提供を行わないことがあります。</p> <p>(ウ) 当社及びジェイコムウエストは、本サービスの提供のため必要があるときは、協定事業者との間で契約者の氏名、住所、電気通信番号等の情報の授受を行うことがあります。</p> <p>(エ) この機能の設定及び変更には、設定変更手数料の支払いを要します。</p> <p>(オ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社及びジェイコムウエストが別に定めるところによります。</p>	

契約約款及び重要事項説明書の詳細は、さすガねっとホームページをご確認ください。

[電気通信サービスに関する契約約款・重要事項説明書 一覧・さすガねっと/大阪ガス \(osakagas.co.jp\)](http://osakagas.co.jp)

以上